令和 5 年 6 月 2 2 日 文教・福祉常任委員会資料 福祉こども部生活支援課

議案第35号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定する について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項の条例で定める事務(独自利用事務)を追加する改正を行うものです。

1 改正の概要

生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が 令和6年3月より本格導入されることに伴い、外国人の保護については、生活保護法 に準じる事務となっていることから、番号法の適用対象外であり、外国人の個人番号 を利用するためには、地方公共団体が独自に条例で定める必要があります。

2 主な改正の内容

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務」 を独自利用事務として位置付けるもの。

3 改正後の事務手続の変更点

生活保護受給者並びに生活保護法に準じて保護を受けている外国人が医療機関を 受診する際には、福祉事務所が発行する医療券等により医療機関等において資格確認 を行っていますが、個人番号によるオンライン資格確認が導入されるとマイナンバー カードのみで資格確認が可能となるため、医療券等の発行が不要となります。

さらに、他の自治体等との情報連携が可能となり、生活保護法に準じて保護を受けている外国人の負担が軽減されます。

4 今後の予定

令和5年7月 条例公布後、個人情報委員会に届出

令和6年2月頃 届出結果の通知、条例施行

令和6年3月 情報連携開始